

# 建築都市部工事成績評定実施要領

## (趣旨)

第1 本要領は、「福岡県建設工事工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第2条、第4条、第5条及び第10条に必要な事項を定める。

## (評定の対象)

第2 評定要領第2条第2項の部局で定める工事は、建築都市部が発注する建築工事、建築設備工事、その他これらに類する工事とする。

## (評定者)

第3 評定要領第4条第2項の各発注部で定める者は、次の各号に定める者とする。

(1) 福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）第231条及び第232条に規定する県土整備事務所建築指導課工事係長又は福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第176条に規定する監督員（以下、「監督員」）を指導監督する者

(2) 監督員

## (評定の方法)

第4 評定要領第5条第4項の評定の詳細について各部局が別に定めるものは、次に定めるものとする。

2 評定にあたって、評定者は「採点項目表（完成・一部完成）」（細目様式第1号その3）により評価の判定を行い、その結果を「工事成績項目別判定表」（細目様式第2号その1-2）にそれぞれ記入するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を書類にて提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

3 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表」（細目様式第3号-2）によるものとする。

4 建築都市部が発注する建設工事（建築工事及び建築設備工事を除く）に係る成績評定の実施については、県土整備部工事成績細目評定要領に基づき行うものとする。

## (工事成績評定評価委員会)

第5 評定要領第10条の工事成績評定評価委員会は、建築都市部工事成績評定評価委員会要領に基づき設置するものとする。

## 付 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年7月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

## 様式目次

細目様式第1号その3	採点項目表（完成・一部完成）	第4
細目様式第2号その1-2	工事成績項目別判定表	第4
細目様式第3号-2	細目別評定点採点表	第4